

予備自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令について
(海上自衛隊の予備自衛官補導入関連)

1 改正の趣旨

海上自衛隊に予備自衛官補制度を導入することに伴い、予備自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令（平成 28 年防衛省訓令第 44 号）を制定する。

2 改正の内容

予備自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令（平成 13 年陸上自衛隊訓令第 47 号）からの主な変更箇所は、以下のとおり。

- (1) 海上自衛官の階級を指定される予備自衛官となるべき教育訓練を受ける者として、予備自衛官補（技能）を採用するものとする。（第 3 条第 2 項関係）
- (2) 海上自衛隊の予備自衛官補（技能）の採用は、海上幕僚長が定めるところにより選考により行うものとする。（第 4 条第 2 項関係）
- (3) 1 級海技士（航海）であって船員としての経験年数が 12 年以上の者の採用年齢を 35 歳以上 55 歳未満とする。（第 5 条第 2 号イ関係）
- (4) 海上自衛隊の予備自衛官補（技能）の選考は、海上幕僚長の定める者が行うものとする。（第 12 条第 2 項関係）
- (5) 海上自衛隊の予備自衛官補の教育訓練の実施に関して必要な事項は、海上自衛隊の教育訓練に関する訓令に定めるところによる。（第 13 条関係）
- (6) 教育訓練招集中の海上自衛隊の予備自衛官補の外出は、海上幕僚長が定めるところによるほか、自衛官の営舎内に居住する自衛官の例によることとする。（第 21 条関係）
- (7) 海上自衛隊の教育訓練部隊等の長は、海上幕僚長が定めるところにより、教育訓練招集中の予備自衛官補の勤務成績を評定するものとする。（第 23 条関係）
- (8) その他所要の規定の整理を行う。

3 施行日

平成 28 年 5 月 18 日

4 その他

予備自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令（平成 13 年陸上自衛隊訓令第 47 号）を廃止する。（附則第 2 項関係）